



(QRコード)

私たち組合員は  
 法令遵守を行動指針に  
 消防設備の保守点検業務を通じて  
 地域社会の安心と安全に貢献します

保守点検業務は  
 再委託禁止の原則を遵守し  
 組合員自らが雇用した資格者により  
 適正点検を実施します

組合員	56 社
常用従業員	611 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	409 人
電気工事士	170 人
防火設備検査員	69 人

- 報告義務者が点検を無資格者に行わせると消防法第 44 条第 1 項第 11 号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員も 30 万円以下の罰金又は拘留に処せられます

特集

## 国が認定した「官公需適格組合」の 確かな信用と評価！

**更新手続とは？** 静岡県消防設備保守点検業協同組合が、官公需適格組合の認定を国（中小企業庁）に申請し、厳しい審査を経て「官公需適格組合」に認定されたのは、平成 13 年 11 月のことです。

認定の有効期間は「3 年」。令和元年 10 月、組合は 6 回目となる認定の更新申請を行いました。更新申請には、申請書に添付する 20 数種類の添付書類（変更が無い場合は省略可）が必要となります。

組合事務局では、正式な申請書の提出に先立ち、申請書や添付書類等について静岡県中小企業団体中央会の担当者と入念な事前確認を行いました（10 月 15 日申請書持参）。



国の認定書（現行）

中小企業庁ホームページ（官公需適格組合）

- 官公需適格組合制度は、官公需法第 3 条「…組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」の規定を受け、昭和 42 年に創設。
- 中小企業庁（各地方経済産業局等）が要件を満たす組合を官公需適格組合として証明する制度。
- 官公需適格組合は、入札参加で特例（資格審査の総合点算定特例）の対象。



（申請書等を事前確認する）

**厳しい認定条件と認定の重み** 官公需適格組合は、法律（官公需法第 3 条）が地方自治体を含む国等に「契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない」と努力義務を課していることから、厳しい認定条件（右表）を負っており、令和元年 6 月 30 日現在、全国の官公需適格組合は 877 組合（※ 協同組合等の約 3.1%）、静岡県内でも 47 組合（同 5.3%）にすぎません。より一層の官公需適格組合の活用拡大が望まれます。（※国統計値で編集局が試算）

- イ 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ロ 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ハ 常勤役職員が 1 名以上いること
- ニ 共同受注委員会が設置されていること
- ホ 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯して責任を負うこと
- ヘ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ト 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること 等

## 及川事務局長（全国中小企業団体中央会）の来訪 － 西川理事長が取組（業法等）を説明 －



令和元年9月27日（金）午後、全国中小企業団体中央会の及川事務局長と同行した中村部長代理（県中小企業団体中央会）の訪問を西川理事長、杉山副理事長及び堀部副理事長が組合事務所で受けました。全国組織の事務局長さんが、私たちの組合事務所を訪問するのは組合設立以来、初めてのことです。

「中小企業団体中央会」—— 及川事務局長や中村部長代理が所属する団体です。中小企業団体中央会は、中小企業の振興を使命とした特別法に基づく特別民間法人で、全国の約2万7千の中小企業組合等（企業数では272万5千企業）を構成員として、わが国企業の99.7%を占める中小企業385万の約7割を組織する「わが国最大の中小企業団体」です。

西川和宏理事長（静岡県消防設備保守点検業協同組合）は、ご来訪いただいたことに謝意を述べた後、組合の共同受注活動や業法制定に向けた取組等を説明しました。それは、厳しい消防用設備等保守点検業の現状や、組合が向き合う業種・業界の確立に向けた取組の報告でもありました。及川事務局長からは、全国中小企業団体中央会の役割や各種事業等について直接、お話を伺うことができました。夕方までの限られた時間でしたが、杉山副理事長や堀部副理事長、中村部長代理も加わり有意義な情報交換を行うことができました。

アクセスカウンタ 010000  
2019.10.10 02:56  
更新 2019.3.25

### 組合ホームページ・アクセス「1万件」を達成！



戦略的広報に努めてきた組合事務局にとって、朗報がもたらされました。2019年10月10日（木）午前2時56分、組合ホームページのアクセス件数が「1万件」に到達していることに気がついたのです。平成20年11月10日のHP開設から「10年と11か月」の快挙（組合員が積み重ねてきた活動成果）でした。最近では、平成29年10月のコンテンツ更新・拡充、平成31年3月のブログ機能追加などでアクセス件数が、飛躍的に伸びています（令和元年10月末にデータ更新）。特に、組合HP・基本画面のアイコン「ふじのくに消防用設備等保守点検ブログ」には、組合の最新情報が毎日アップされており、クリック2回で“組合の今”

に接続できることから、毎日、多くの方の訪問を受けています。

### 第6回理事会の開催

### “ランチ（昼食）理事会”で議題を協議！



及川事務局長の来訪に先立つ昼時間、第6回理事会が組合事務所で全理事の参加のもと、開催されました。議題は、業法制定に向けた取組等の協議、県外の協同組合・中小企業団体中央会との連携促進、懸賞レポートの応募提出、戦略的広報の進捗状況、共同受注検査（前期）の実施、共同受注活動を巡る報告などです。厳しい日程をやり繰りして、昼食（お弁当）をとりながらの理事会となりましたが、活発な意見交換が行われました。

## 共同受注検査（毎年）



（検査会場で使う「点検実務必携」）

## 点検結果報告書等の様式変更（2019年4月）や受注業務の内容拡大等を重点に共同受注検査を実施

**共同受注検査とは** 組合では、毎年、官公需受注規約（組合例規）に基づき共同受注検査を「前期・書類検査」と「後期・現場検査」の2回に分け実施しています。この検査は、当組合が独自に実施するもので、官公需適格組合の認定条件にもなっており、保守点検サービスの高い品質を保証するものです。

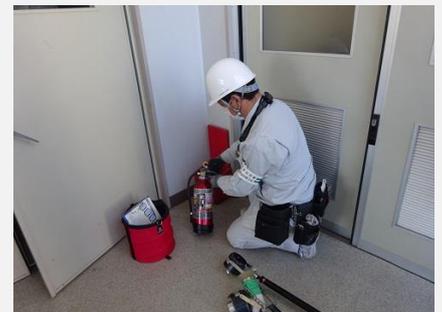
**令和元年度検査の講評など** 前期検査は、山里の蜜柑が色づく頃に行われます。今回は10月7日(月) 中部地区4か所、10月15日(火) 同4か所、10月10日(木) 西部地区9か所の計17か所（令和元年度分）全てについて前期・書類検査が実施されました。検査員6名は、2名1班の3班体制で幹事会社の担当者から持ち込まれる書類を入念にチェック。組合では、検査後に伝達された小田巻検査員長の講評（下記）を今後の業務に反映させ、より一層の適正点検の確保を図っていきます。

「令和元年度は、様式変更や受注業務の拡大等があり重点的に検査したが、検査項目は全体的に良好であった。引き続き、組合員は協力、連携して適正点検の実施に努められたい」

中部地区：組合事務所【10月7日(月)】【10月15日(火)】



西部地区：組合浜松支所(日興電気通信株)【10月10日(木)】



### < 令和元年度共同受注検査員 >

- 検査員長 小田巻 秀幸（鈴与技研株式会社）
- 検査員 稲垣 憲 幸（株式会社日本防火研究所）
- 検査員 藤田 貴 也（セルコ株式会社）
- 検査員 川坂 典 弘（東海消防技研株式会社）
- 検査員 小川 博 史（セルコ株式会社 静岡支店）
- 検査員 佐々木 強（日興電気通信株式会社）



「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び

「消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の公布について

組合員の皆様へ

当組合では、平成31年4月18日（木）付けで点検結果「報告書様式」と「点検票様式」が改正されたこと、今までの様式も令和元年9月30日（月）まで使用可能であることを、ファクスとメールで全ての組合員及び賛助会員の皆様にお知らせしたところです（平成31年4月25日実施）。早いもので、お知らせから6か月余が経過。暦は令和元年10月となり、今までの様式が使用可能である期間も過ぎました。つきましては、報告書関係書類の作成に当たっては、最寄りの消防機関等や消防庁ホームページ（平成31年4月18日付消防庁次長通知・消防予第79号など）等で十分ご確認の上、記載漏れや記載誤り等ないように、適正な業務の執行をお願いします。

令和元年10月

官公需適格組合

静岡県消防設備保守点検業協同組合



令和元年10月1日から“火を使用する設備又は器具”を設けた「150㎡未満の飲食店」に「消火器具の設置」が義務づけ（「消防法施行令の一部を改正する政令等」）

これまでは、火を使用する設備又は器具を設けた「150㎡以上の飲食店」に「消火器具（消火器）」の設置が義務づけられ

ていましたが、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災等を受け、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等については、延べ面積にかかわらず、150㎡未満でも令和元年10月1日から消火器具（消火器）の設置が義務づけられました。今回、新たに消火器具の設置が義務づけられた飲食店は、定期的に消火器具を点検し点検結果を消防機関等へ報告する必要があります。

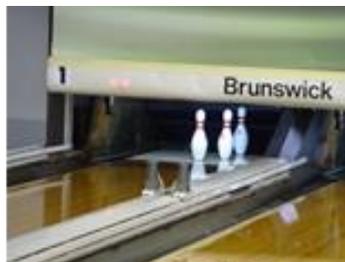


## 組合青年部会親睦会（ボウリング大会）の開催

組合青年部会・連携交流担当委員会は、令和元年9月20日（金）

夜、静岡市内のボウリング場で「組合青年部会親睦会（ボウリング大会）」を開催しました。組合内の幅広い懇親・交流を図るため新たな試みとして開催されたものです。ボウリング及び表彰式を兼ねた懇親会には、青年部会員のほか賛助会員・組合員からの参加者を含む10数名の参加者がありました。開会式（写真）の後、和気あいあいの中でボウリング2ゲームが行われ、大いに盛り上がりました。ボウリングの後の懇親会でも、今回の開催実績をもとに次回開催に向け話が弾みました。

日程等の都合で、今回参加できなかった方も含め、次回はより多くの方の参加を期待しています。



## ◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

### ～ 相続法の改正（3）～



顧問弁護士 吉川友朗  
静岡法律事務所  
静岡市葵区馬場町 43-1  
TEL 054-254-3205  
FAX 054-253-5009

今回も相続法の改正の中から遺産分割についてお話しします。

今回の改正によって、遺産分割について、①一定の条件を満たした場合、特別受益の持ち戻し免除の意思表示が推定されるようになった、②遺産分割前に、預貯金の仮払いができるようになった、③遺産分割前に遺産を処分した相続人の具体的な相続分から利益分を差し引けるようになりました。

まず、①についてお話する前提として、特別受益について簡単に説明します。

相続人が複数いる場合、一部の相続人が被相続人（亡くなった人）から生前に贈与等によって特別に利益を受けた利益を特別受益といいます。

そして、特別受益があった場合、特別受益の価額を相続財産の価額に加えて、相続分を算定し、その相続分から特別受益の価額を控除して特別受益者の相続分を算定します。

このようにして相続分を算定することを特別受益の持ち戻しといいます。被相続人が持ち戻し免除の意思表示をしていた場合、持ち戻しは免除されます。

つまり、特別受益は持ち戻しがなされるのが原則であり、持ち戻し免除の意思表示があった場合、例外的に持ち戻しが免除されるというのが改正前の法律でした。

この点、改正法では、婚姻期間20年以上の夫婦間での居住用不動産が贈与等された場合、持ち戻し免除の意思表示があったものと推定し、持ち戻しを免除しない意思表示があったのみ、持ち戻しを行うことになりました。

では、具体例で違いを見てみましょう。

夫婦と子が2人いる場合で、夫が死亡し、財産が5000万円の居住用不動産と預金5000万円あるケースを例にとります。

改正前は、居住用不動産が生前妻に贈与されていても、特別受益の持ち戻し免除の意思表示がなければ、相続財産は総額1億円となり、妻の法定相続分は二分の一ですから、妻は5000万円相当の相続財産を受け取ることができますが、すでに生前贈与によって5000万円の居住用不動産を受け取っているため、預金は一切受け取れません。

しかし、改正後は、持ち戻し免除の意思表示がなくても、相続財産の総額は預金5000万円のみであるため、妻は居住用不動産に加えて、預金2500万円を受け取ることができるのです。

この改正によって、長年連れ添った配偶者に対する貢献に報いることができるようになり、残された配偶者の生活を保障する意味でも意義のある改正となったと思います。

## 関係官庁職員の異動・令和元年7月16日付（お知らせ）

静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理

【 新任 】 加藤 晃一（右写真）

（異動前：総務省消防庁予防課特殊災害室長）

※ 前任 白石 暢彦

（異動先：総務省消防庁予防課長）

（敬称略）



静岡県の防災拠点  
静岡県庁別館等

## 当組合は“官公需（かんこうじゅ）適格組合”です！

官公需適格組合は、国(中小企業庁)が「官公庁等の発注する業務(＝官公需)を責任を持ち施工・完遂できる協同組合」と認定した組合。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は平成13年11月16日に認定されました。官公需法第3条が「国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない」と努力義務を課すほか、静岡県中小企業者の受注機会増大による地域経済の活性化に関する条例(平成26年3月施行)では官公需適格組合への支援を明記しています。

一口メモ

令和元年9月10

日閣議決定「令和元年度中小企業者に関する国等の契約基本方針」

政府は、官公需法に基づき、中小企業・小規模事業者向け官公需の契約目標等を閣議決定。官公需適格組合制度は中小企業等の受注機会増大の重要な措置として位置づけられます。



### >>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市壺ヶ谷	0537-22-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	磐田営業所	柴田 圭	磐田市今之浦	0538-31-8565
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
宮崎サービス	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツウ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711

### >>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)ライフソリューションズ社静岡電材(営)	内藤 孝夫	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
専務理事	仁科満寿雄	事務局長兼務
理事	飯塚 勝	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所
監事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局職員	鷲巣節子	